

志免町立志免中学校

いじめ防止基本方針

～いじめ しない させない ゆるさない～

< 目 次 >

	ページ
I いじめの問題に関する基本的考え方	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの構造	2
3 いじめの基本認識	3
II 未然防止 ～いじめを生まない環境づくり～	
1 学校の教育活動全般を通して	4
2 保護者や地域との連携	4
III 早期発見 ～いじめの兆候を見逃さない～	
1 早期発見のための手立て	5
2 学校体制の整備	6
3 いじめの事態調査等の実施	7
IV 早期対応 ～きめ細かで組織的な対応～	
1 いじめの態様	8
2 いじめの対応の手順	9
3 早期対応時の留意事項	10
4 ネット上のいじめへの対応	12
5 警察との連携等の徹底（新規）	13
V 重大事態発生時の対応	17
VI 教職員の研修等について	18
<資料①>教師の視点からの早期発見チェックリスト	19
<資料②>子どもの視点からの早期発見チェックリスト	20
<資料③>保護者の視点からの早期発見チェックリスト	21
<資料④>環境（雰囲気）からの早期発見チェックリスト	21
<資料⑤>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）	22

はじめに

いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるとともに、どの子も加害者にも被害者にもなる可能性があります。また、いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、いじめの問題への対応は、教育における最重要課題の一つとして全国的に取組をすすめられているところです。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等においていじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めることと、すべての教職員がいじめという行為やいじめの問題に取り組む姿勢について理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめの問題の解決に取り組むことが求められています。

そこで、本法律第13条の規定に基づき、これまでの本校における対策を再度見直し、発達支持的生徒指導を基盤としたいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「志免町立志免中学校いじめ防止基本方針」として策定しました。

本基本方針は、いじめの防止等の取組を学校・家庭・地域社会が一体となって円滑に進めていくことで、すべての子どもが生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていくことを目指しています。そして、すべての子どもの健全育成及びいじめのない社会の実現を祈念するものです。

志免町立志免中学校
校長 仲村 夏江

いじめの問題に関する基本的考え方

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」です。しかしながら、どの学校にも、どの子にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめの定義

定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

解釈

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

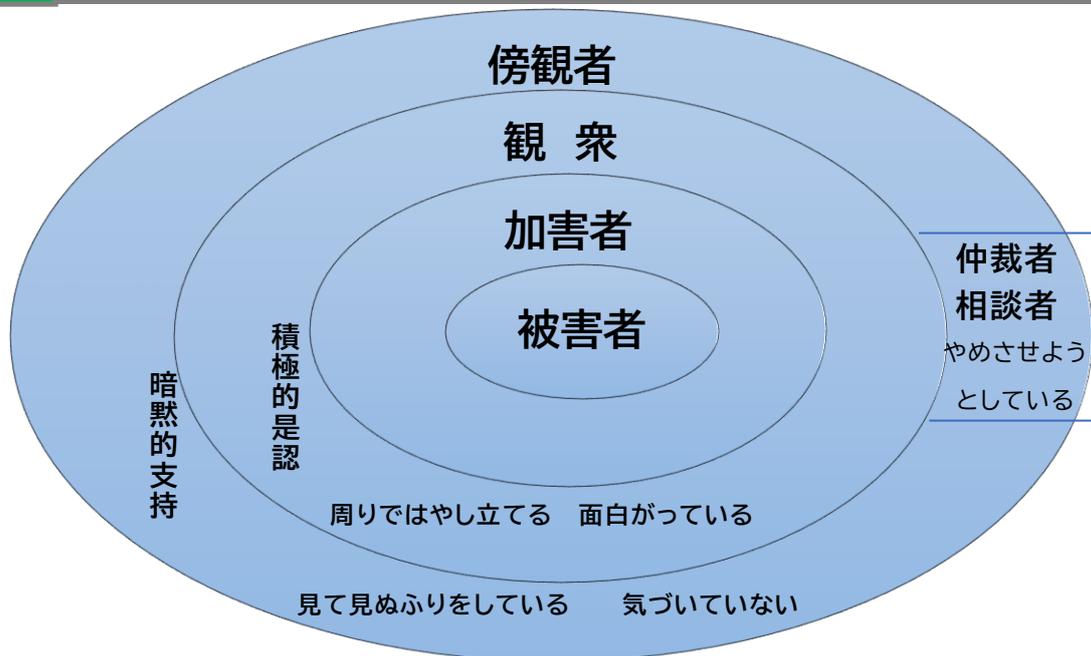
心理的な影響： 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

※ いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立って法が定められていることを認識すること

2

いじめの構造



「いじめ集団の構造」(森田・清永、1986)をもとに作成

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しています。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。

また、いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

いじめの多くが同じ学級の児童生徒の間で発生することを考えると、学級担任が、いじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。

特に、児童生徒の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりするタイプが多く、周囲に過剰に同調する傾向が見られます。そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなります。学級担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になります。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や

「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行うことも重要です。

3

いじめの基本認識

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

**いじめは、人格を傷つける人権侵害行為であり、
一人一人の個性を否定する問題です。**

- ・弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない人権侵害です。また、個性尊重の精神を培うために、関係者のすべてが真剣に取り組むべき問題です。

**いじめは教職員の教育観や児童生徒観、
指導のあり方が問われる問題です、**

- ・教職員の日頃の言動が児童生徒に与える影響は大きく、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権感覚を養う人権教育が大切であり、当事者だけではなく、全ての児童生徒の生き方に関わる問題です。

**いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有して
いる問題です。**

- ・いじめの問題の解決のためには、家庭がきわめて重要な役割を担っています。日頃から学校と家庭の連絡を密にし、家庭の教育機能の充実を図る必要があります。

**いじめは、学校・家庭・関係諸機関等が一体となって取
り組むことが必要な問題です。**

- ・いじめの問題については、学校だけで解決することに固執することなく、保護者及び教育委員会等の関係諸機関と適切な連携を図り、誠意をもって対応することが必要な問題です。

II 未然防止 ～いじめを生まない環境づくり～

いじめの問題において最も重要なことは、未然防止の取組です。
いじめの未然防止教育においては、「生徒がいじめに向かわない態度・能力を身につけるためにどう働きかけるのか」「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」が大切です。

1 学校の教育活動全般を通して

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われます。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることしか気持ちを保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になります。

児童生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れた教育活動を展開します。

発達支持的生徒指導の推進

- 自己存在感を持たせる。自己決定の場を意図的に作る。共感的な人間関係づくりを育む。安全・安心な風土を醸成することを推進します。

わかる・できる授業づくり

- 一人一人の子どもが自己存在感を感じられるように、教師と子ども及び子ども同士の温かい人間関係を基に、「できた」、「わかった」が実感できる授業づくりに努めます。

人間関係・社会性スキルトレーニング

- 自然体験、奉仕体験、勤労生産体験等、発達段階に応じた体験活動や、異年齢集団活動やグループワークトレーニングを通して、子どもの社会性を育成します。

規範意識向上の取組

- SHIME あいさつの推進、清掃活動の取組、道徳の学習の充実を通して育みます。

支持的集団づくり

- 子ども同士が一人一人の違いを個性として認め合い、安心できる心の居場所としての学級・学年・学校づくりに努めます。

2 保護者や地域との連携

- 学校HP、学校・学年だより等やPTA発信のSNSによる広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行います。
- SNSを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図ります。
- 重大ないじめ事案等については、警察と連携をとります。
- いじめを認知した際は、加害、被害生徒共に保護者への丁寧な情報共有を徹底します。

Ⅲ 早期発見 ～いじめの兆候を見逃さない～

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。日頃から教師と子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切です。

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があります。そのためには、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。最近では、SNS場等の表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。子どもに関わるすべての関係者の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切です。

1 早期発見のための手立て

- 日々の健康観察
 - ・出席を取る際に一人一人の顔を見て声を聞く
 - ・生徒の様子から学級内の人間関係の把握に努める
 - ・学年職員だけではなく、部活動顧問、養護教諭等と連携をとり、生徒理解に努める
 - ・日常生活で積極的に声をかけ、生徒の様子に目を配る
- 生活ノートや学級日誌の内容などを活用
- 教育相談の実施（6月・9月）
- 保護者の協力（家庭用チェックリスト、保護者面談）
- いじめアンケートの実施（毎月、無記名式）
- Q-Uアンケート（5月・11月）

【教師に求められていること】

- 全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を進める
- 全ての職員が公開授業を行い、互いに授業を参観し合う機会を設け、授業力向上に努める
- 教師の不適切な認識や言動、差別的態度が生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめを助長することを認識する

【生徒に育むこと】

- 学校行事等で他の生徒や大人との関わりを通して、人との関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら「絆づくり」を進め、「自己有用感」を感じる
- 生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分ができることを主体的に考え行動できる

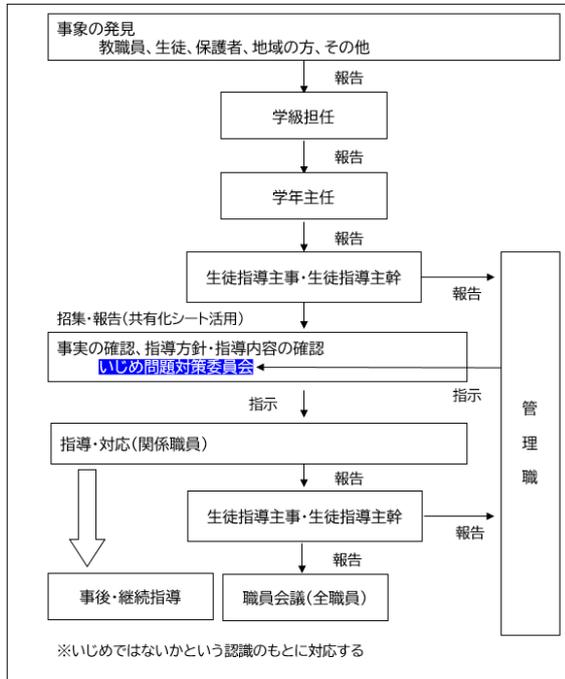
【学校で取り組むこと】

- 規律（学習規律・生活規律・きまりを守る態度）
学力（基礎学力・思考力・判断力・表現力）
自己有用感（相手の存在や尊厳を認め、自分自身も他者から認められる）
- 授業に参加し、学力を身に付け、認められているという実感をもった生徒の育成

2

学校体制の整備

報告体制



組織の整備

○ 「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、定期開催します。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導担当主幹教諭、
生徒指導主事、学年主任、SSW、SC

なお、状況に応じて校長の判断で必要なメンバーを加えることができるものとします。

< 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ その他、いじめの問題に関する研修等

< 開催 >

週2回を定例会とし、状況に応じて緊急に開催することもあります。

相談体制の整備

○ 相談室及び相談ポストの設置並びに相談窓口の周知

- ・ いつでもいじめの相談をしやすいように、校内に相談室を設置します。
- ・ 直接相談しにくいことを伝えやすくするために、校内に相談ポストを設置します。
- ・ 国や県、町及び民間の相談窓口の周知に努めます。

< いじめ相談窓口 >

国（文科省）	24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
福岡県	子どもホットライン24	092-641-9999
志免町	教育なんでも相談(学校教育課)	092-936-4154
	子どもの権利相談室(子育て支援課)	0120-928-379
民間	福岡いのちの電話	092-741-4343

3

いじめ実態調査等の実施

- いじめを早期に発見するための定期的な実態調査の実施
 - ア 生徒対象いじめアンケート調査 月1回（4月～3月）
 - ※ いじめに特化したアンケートや教育相談アンケート、記名式、無記名式など、学校や子どもの実態に応じて実施形態を工夫。
 - イ 保護者対象いじめアンケート調査 年1回（7月）
 - ※ P T Aとの連携による「家庭用チェックリスト」等の配布を含む。
- 実態調査を活用した教育相談の実施
 - ウ 学級担任等による個別の教育相談 年2回（6月・9月）
 - ※ 定期的な教育相談週間を設定するなどして、個別に教育相談を実施。
 - ※ 養護教諭やS C、S S W等の専門家との連携による対応。

<いじめ実態調査等の年間計画【案】>

4月	いじめアンケート (教育相談アンケート含む)	10月	いじめアンケート
5月	いじめアンケート WEB Q-Uアンケート	11月	WEB Q-Uアンケート いじめアンケート
6月	教育相談 いじめアンケート	12月	いじめアンケート 三者面談 保護者アンケート
7月	いじめアンケート 保護者アンケート 三者面談	1月	いじめアンケート (教育相談アンケート含む)
8月	不安や悩みアンケート	2月	いじめアンケート
9月	いじめアンケート 教育相談	3月	来年度に向けて

Ⅳ 早期対応 ～きめ細かで組織的な対応～

いじめの対応では、いじめられている子どもの心情を共感的に理解するとともに、関係者からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行うことが必要です。いじめの解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで最後まで守り抜く姿勢を貫きながら、注意深く継続して組織的に指導していきます。

また、いじめた子どもに対しては、一定の教育的配慮のもと、規範意識の育成と人間関係の改善を中心として再発防止のための指導を徹底します。

1 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを最後まで守り抜くという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。状況によっては、関係機関と連携して適切な措置をとります。

ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる 〈脅迫、名誉毀損、侮辱〉
イ	仲間はずれ、集団による無視。
※	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。〈暴行〉
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。〈暴行、傷害〉
オ	金品をたかられる。〈恐喝〉
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。〈窃盗、器物破損〉
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 〈強要、強制わいせつ〉
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。〈名誉毀損、侮辱〉

なぜいじめは見えにくいのか

- ◆ 目に付きにくい時間や場所を選んで行われているからです。
 - ① 無視やSNS等でのいやがらせなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われていることがあります。《大人の目が届きにくい時間と場所》
 - ② “ごっこ遊び”やふざけあいのような形態、被害者と加害者が仲の良い仲間に見えるような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態などがあります。《カモフラージュ》
- ◆ 被害者が自分から訴えてくることが少ないからです。

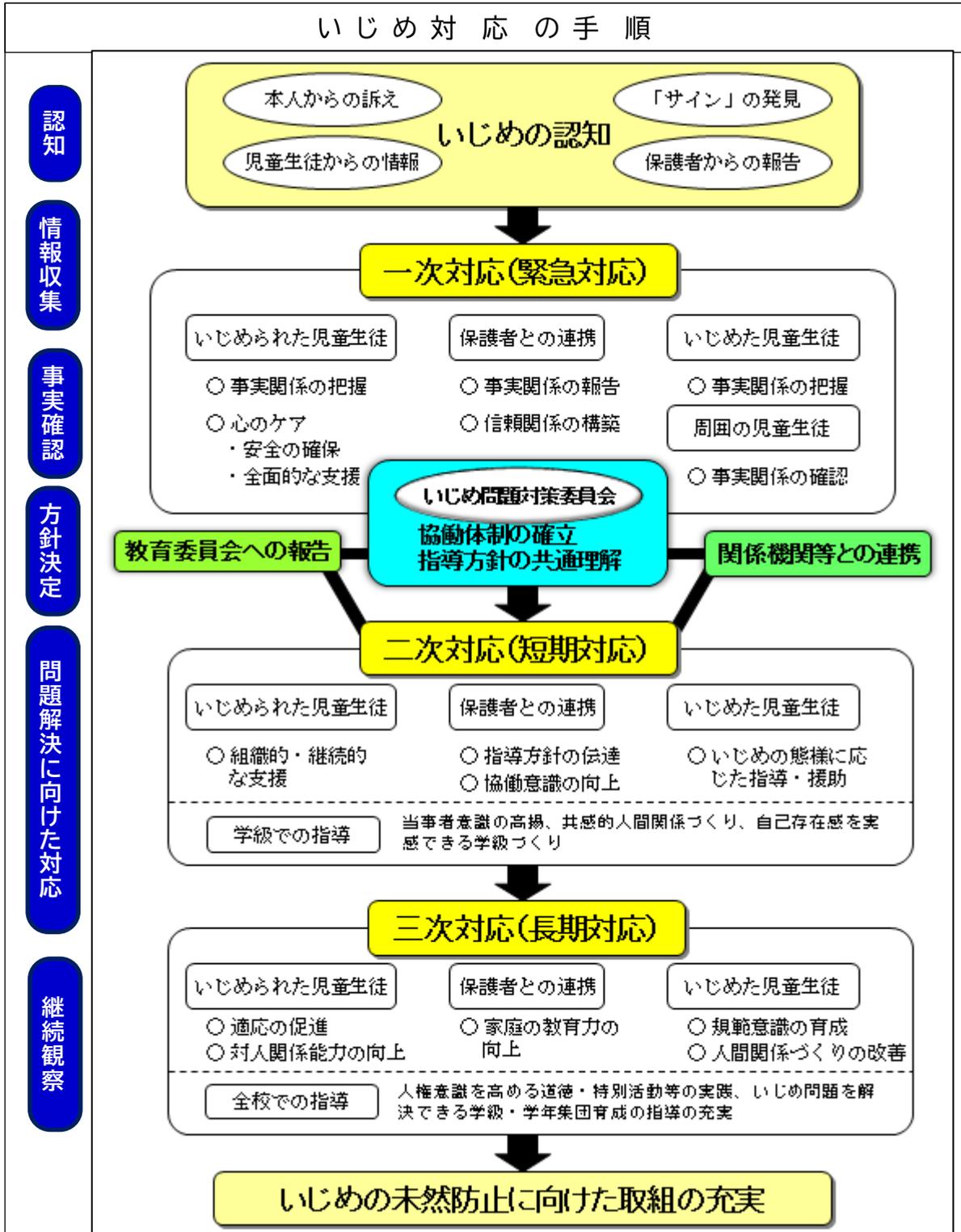
いじめられている本人には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働いていることがあります。

2

いじめの対応の手順

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。



3

早期対応時の留意事項

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを最後まで守り抜く

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。
- 事実確認は、加害者と被害者を別々の場所で行うことが基本です。
- いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、休み時間、清掃時間、放課後等においても、状況に応じて、教職員の目の届く体制を整えます。

② 事実確認と情報収集

- いじめの事実確認においては、経過や心情などをいじめた子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。
- 保護者対応は、複数の教職員(学年主任・学級担任等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき内容

- 誰が誰をいじめているのか。 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか。 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか。 【内容の確認】
- 具体的な被害はあるか。 【被害の確認】
- いじめのきっかけは何か。 【背景と要因の確認】
- いつごろから続いているか。 【程度の確認】

③ いじめられた子どもに対して

子どもに対して	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。 ■ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。 ■ 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。 ■ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。
保護者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝えます。 ■ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。 ■ 保護者の気持ちを共感的に受け止めます。 ■ 連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。 ■ 家庭での様子に注意してもらい、気になることがあれば相談するよう伝えます。

④ いじめた子どもに対して

子どもに対して	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導します。 ■ 心理な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。
保護者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ■ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。 ■ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。 ■ 今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

⑤ 周囲の子ども(観衆・傍観者)に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

⑥ 継続した指導及び経過観察

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談、日記や手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- 良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- 加害、被害双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

4

ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。未然防止や早期発見のためには、子どものパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

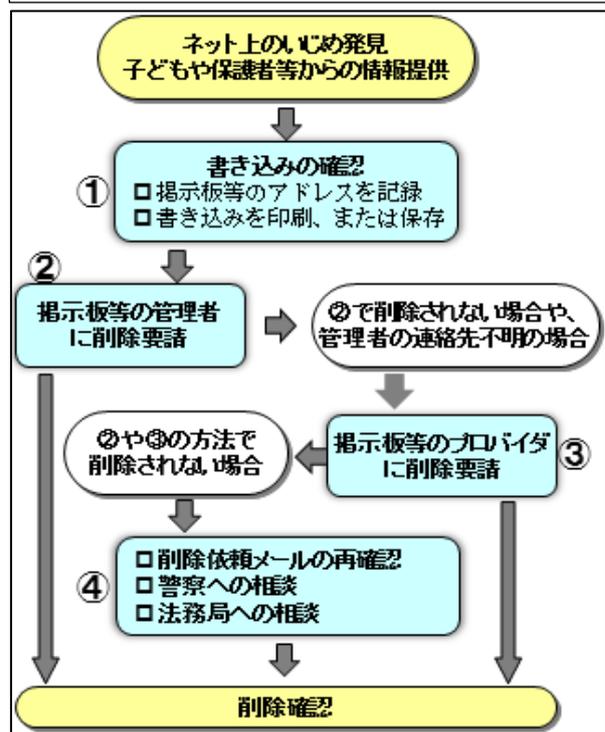
① インターネットの特殊性による危険

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルにつながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

② 保護者会等で伝えたいこと

- ◆ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- ◆ パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、子どもたちを危険から守るための家庭でのルールを作ること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ◆ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ◆ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えることを認識すること
- ◆ 「ネット上のいじめ」を発見したときは、事実を確認して早急に学校に相談すること
- ◆ 書き込み内容が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること

【参考】書き込みの削除手順



5

警察との連携等の徹底について

いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況です。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、こども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化します。

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底

- ◆ 学校と警察は、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築をします。
 - ・ 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進（相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に）
 - ・ 学校・警察連絡員の指定の徹底（緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築）
 - ・ 学校警察連絡協議会等の活用（学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進）
 - ・ スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進（学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用）
- ◆ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ◆ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行います。
- ◆ インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報します。

2. 児童生徒への指導・支援の充実

- ◆ 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSW や医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意します。
- ◆ 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応します。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSW を活用して適切な支援を実施します。
- ◆ 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携をとります。
- ◆ 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考える集会を行います。
- ◆ いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応を徹底します。転校、進学の場合の十分な引継ぎを丁寧に行います。

3. 学校で起こりうる事案の例

- ◆ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。無理やりズボンが脱がす。(暴行：刑法第208条)
→第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- ◆ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。(傷害：刑法第204条)
→第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ◆ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
(強制わいせつ：刑法第176条)
→第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
- ◆ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。(恐喝：刑法第249条)
→第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
- ◆ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
(窃盗：刑法第235条)
→第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ◆ 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。(器物破損等：刑法第261条)
→第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
- ◆ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
(強要：刑法第223条)
→第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。
2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
3 前2項の罪の未遂は、罰する。
- ◆ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
(脅迫：刑法第222条)
→第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- ◆ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
 (名誉毀損、侮辱：刑法第230条、231条)
 →第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。
 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- ◆ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺関与：刑法第202条)
 →第202条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。
- ◆ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
 (児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
 →第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。
 2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。
 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
 4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

5 (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)

8 (略)

◆ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)

(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

→第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4・5 (略)

V 重大事態発生時の対応

学校で次のような重大事態が生じた場合、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示のもと、調査に着手します。

- ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(子どもが自殺を企図した場合など)
- イ いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合など)
- ウ 子どもやその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

学校が調査主体となる場合

志免町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

◆ 学校に重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、「いじめ問題対策委員会」を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

◆ 調査組織による調査の実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。性急に因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を正確に調査します。
※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施します。

◆ 関係者への適切な情報提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、関係者(いじめられた子どもやその保護者等)に情報を適切に提供します。
※ 情報提供にあたっては、個人情報に十分配慮します。

◆ 教育委員会への結果報告及び措置

※ 調査結果を教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示のもと、必要な措置を講じます。

教育委員会が調査主体となる場合

志免町教育委員会の指導・助言のもと、資料の作成・提出など、調査に協力します。

VI 教職員の研修等について

本校においては、いじめの問題に対する対応等について、すべての教職員で共通理解を図るための校内研修会を実施します。また、教職員の指導力向上に向けて、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した研修や具体的な事例をもとにした研修を計画的に実施します。

① いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- 児童生徒理解に関する研修や指導援助に関する研修を行います。
- 生徒指導提要（改訂版）を活用した実践的な研修を行います。

② 相談体制やカウンセリング体制の充実

- いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図ります。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した事例研究等を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。
- 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施します。

③ その他、学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

< 資料 ① >

教師の視点からの早期発見チェックリスト【例】

時系列	項目	児童生徒を観るポイント
(1) 登校から 朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の 時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
	⑪	重い物や汚れたものを持たされることが多い。
(5) 清掃時間	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会 から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
(7) 部活動や クラブ活動	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
(8) 学校生活 全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

< 資料 ② >

子どもの視点からの早期発見チェックリスト【例】

1	あなたは、得意なことや自慢できることがありますか。
2	あなたは、クラスに友だちがたくさんいますか。
3	あなたは、クラスの中でみんなの役に立っていると思いますか。
4	あなたは、友だちの言いなりになってしまうことがありますか。
5	あなたは、自分自身のことが好きですか。
6	学校での勉強が楽しいと感じるときがありますか。
7	授業中に、先生の質問に答えたり、自分の考えや意見を言ったりしますか。
8	もっと勉強がわかるようになると、努力していますか。
9	勉強がわからなくて、つまらないなと思うことがありますか。
10	クラスの人に、いやなことを言われたり、からかわれたりすることがありますか。
11	クラスの人と、あまり話したくないと思うことがありますか。
12	休み時間などに、グループに入れなくて、ひとりぼっちでいることがありますか。
13	クラスの中に、あなたの気持ちをわかってくれる人がいますか。
14	自分の持ち物やお金を貸して、返してもえないことがありますか。
15	あなたは、自分の持ち物がなくなったり、こわされたりすることがありますか。
16	あなたは、クラスの人に乱暴なことをされることがありますか。
17	あなたのクラスは、みんなで協力しあっていると思いますか。
18	あなたは、クラスにいるとほっとしたり楽しい気持ちになったりしますか。
19	発表している人の話を、クラスで冷やかしたり笑ったりしないで聞いていますか。
20	あなたのクラスに、仲間はずれにされている人がいますか。
21	あなたのクラスに、困っている人を助けてくれる人はいますか。
22	あなたのクラスに、いやがらせをされている人はいますか。
23	学校の先生の言葉で傷ついたり嫌な思いをしたりしたことがありますか。
24	担任の先生はあなたの気持ちをわかろうとしていると思いますか。
25	困ったり悩んだりしたときに、相談できる先生はいますか。
26	学校に行きたくないと思うことがありますか。
27	部活動やクラブに行きたくないと思うことがありますか。
【自由記述欄】相談したいことがあればここに書いてください。	

< 資料 ③ >

保護者の視点からの早期発見チェックリスト【例】

1	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
2	理由のはっきりしないあざやけが(殴られた跡)がある。	
3	持ち物(学用品や所持品)がなくなったり、壊されたりしている。	
4	家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。	
5	ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが増えた。	
6	登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。	
7	家庭から金品を持ち出したり、必要以上にお小遣いを要求したりする。	
8	友達や学級の不平や不満を口にすることが多くなった。	
9	これまで仲の良かった友達との交流が極端に減った。	
10	友達からの電話に出たがらなかったり遊びの誘いを断ったりする。	

< 資料 ④ >

環境(雰囲気)からの早期発見チェックリスト【例】

<input type="checkbox"/> 机がきちんと並んでいない <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあったりする <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる <input type="checkbox"/> 些細なことで、しつこく冷やかしたりからかったりするグループがある	<input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどを行っている
---	---

< 資料 ⑤ >

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七條 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供す

るものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。